

土砂災害警戒区域の指定案に対する意見について

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第 7 条第 1 項、第 3 項ないし第 5 項の規定に基づき、以下のとおり公表します。

1 指定しようとする区域名称

- ・ 平野(3)Ⅱ（118000097）

令和 7 年 3 月 28 日付け兵庫県公報第 603 号登載の該当公告（別紙 1）に記載する区域

2 意見等の要旨及びこれに対する県の考え方

意見等の要旨	これに対する県の考え方
意見書の提出なし	

3 公表資料の公表期間

令和 7 年 4 月 30 日から令和 7 年 10 月 30 日まで

兵庫県公報

令和7年3月28日 金曜日 第603号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 平成22年兵庫県告示第353号（学校法人の行うことのできる収益事業の種類）の一部改正（教育課）…	2
○ 家畜の検査の実施（畜産課）…	2
○ 同 上（同）…	4
○ 家畜の予防注射の実施（同）…	5
○ 兵庫県資源管理方針の変更（水産漁港課）…	6
○ するめいか及びぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（同）…	17
○ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理 漁獲可能量の設定（同）…	17
○ 神戸国際港都建設道路事業の変更認可（道路街路課）…	18
○ 阪神間都市計画道路事業の変更認可（同）…	18
○ 同 上（同）…	19
○ 同 上（同）…	19
○ 東播都市計画道路事業の認可（同）…	19
○ 中播都市計画道路事業の認可（同）…	20
○ 県道の路線変更（道路保全課）…	20
○ 同 上（同）…	21
○ 道路の区域の決定及び供用開始（同）…	21
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）…	21
○ 同 上（同）…	21
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）…	22
○ 同 上（同）…	22
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）…	23
○ 西播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）…	23
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）…	24
○ 同 上（同）…	24
○ 香住都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）…	24
○ 浜坂都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）…	25
○ 土地区画整理組合の解散認可（都市計画課）…	25
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく指定登録機関の登 録事務廃止の許可（住宅政策課）…	25
○ 昭和48年兵庫県告示第1805号（建築基準法の規定による区域指定）の一部改正（建築指導課）…	26
○ 平成21年兵庫県告示第1273号（建築士名簿等閲覧規程）の一部改正（同）…	26
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）…	26

公 告

○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）…	27
○ 落札者等の公示（川西こども家庭センター）…	27
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）…	27
○ 土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧（同）…	28
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）…	29

病院局管理規程

○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程…	29
○ 粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する規程…	29
○ 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する手続等を定める管理規程の一部を改正す る管理規程…	30

病院局公告

○ 落札者等の公示…	30
------------	----

2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
三井不動産レジデンシャル株式会社	東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 1 号	代表取締役 嘉村 徹
近鉄不動産株式会社	大阪市天王寺区上本町六丁目 5 番13号	代表取締役 倉橋 孝壽
J R 西日本不動産開発株式会社	大阪市北区中之島二丁目 2 番 7 号	代表取締役 藤原 嘉人
総合地所株式会社	東京都港区芝二丁目31番19号	代表取締役 梅津 英司

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
農業	B305000	令和7年4月5日	三木市	北播磨県民局長	令和6年8月

落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年3月28日

契約担当者

兵庫県川西こども家庭センター所長 山 元 浩 司

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
川西こども家庭センター一時保護所複写サービスに関する契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県川西こども家庭センター 川西市火打1丁目12番16号キセラ川西プラザ3階
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月10日
- 4 落札者の名称及び住所
富士フイルムビジネスソリューションズジャパン株式会社 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
- 5 落札金額
1.12円（1複写あたり・税別）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年2月25日

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第1262号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり
閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年3月28日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 改正しようとする区域の案
平野(3)Ⅱ(118000097)の項中別図97を次の図面のとおり改める。
(次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間
令和7年3月31日(月)から同年4月14日(月)まで
- 3 改正の案の閲覧場所
阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15
 - (3) 提出期限
令和7年4月14日(月)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年4月30日(水)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧

平成31年兵庫県告示第360号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年3月28日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 改正しようとする区域の案
平野(3)Ⅱ(118000097)の項中別図22を次の図面のとおり改める。
(次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間
令和7年3月31日(月)から同年4月14日(月)まで
- 3 改正の案の閲覧場所
阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15
 - (3) 提出期限
令和7年4月14日(月)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年4月30日(水)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 28 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
猪 名 川 町	阪神間都市計画地区計画	広根沿道地区地区計画
同 町	阪神間都市計画地区計画	つつじが丘住宅地地区計画
明 石 市	東播都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場	大久保ごみ焼却場及びごみ処理場
福 崎 町	中播都市計画下水道	福崎町公共下水道
相 生 市	西播都市計画公園	3. 3. 101 号龍山公園
同 市	西播都市計画下水道	相生市公共下水道

病 院 局 管 理 規 程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

兵庫県病院局管理規程第 1 号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 項中「2, 883, 000円（消費税が課される場合においては、3, 171, 300円）」を「3, 172, 000円（消費税が課される場合においては、3, 489, 200円）」に改め、「1, 442, 000円（消費税が課される場合においては、1, 586, 200円）」を「1, 586, 000円（消費税が課される場合においては、1, 744, 600円）」に改める。

附 則

（施行期日）

- この管理規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- この管理規程の施行の日前に改正前の兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程第 3 条第 8 項中に掲げる粒子線治療料を徴収した者に係る一連の粒子線照射に係る料金については、改正後の第 3 条第 8 項中の粒子線治療料の料金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

兵庫県病院局管理規程第 2 号

粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する規程

粒子線治療資金貸付規程（平成15年兵庫県病院局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「288万 3 千円」を「317万 2 千円」に改める。

附 則

（施行期日）